

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(氏名又は住所の変更届等) 第17条 [略] <u>(亀山市災害弔慰金等支給審査委員会の委員長及び副委員長)</u> 第18条 <u>条例第16条第1項の亀山市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。</u> <u>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</u> <u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員</u>	(氏名又は住所の変更届等) 第17条 [略] [条を加える。]

長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委員会の所掌事務)

第21条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事実と災害との因果関係に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項に関すること。

(委員会の庶務)

第22条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

(その他) 第23条 [略]	(その他) 第18条 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。